

常滑市食と器の出逢い事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常滑焼の食器で、常滑の食材や地酒を活用し、観光客をもてなすことで、常滑の魅力の向上を図る「常滑市食と器の出逢い事業」(以下「出逢い事業」という。)に係る補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内飲食店 常滑市内で営業する飲食店又は宿泊施設をいう。
- (2) 市内産食器類 常滑市内の窯元、工房等で作成された常滑焼で、飲食に用いる容器類をいう。

(補助の対象)

第3条 補助を受けることができる店舗は、市内飲食店のうち、飲食物の提供に市内産食器類を用いようとするものとする。

2 補助の対象は、前項の店舗における市内産食器類の購入に係る費用(以下「補助対象金額」という。)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 市外の卸業者から市内産食器類を購入する場合
- (2) 補助金の交付を受けようとする店舗において、同一年度内に既に補助金の交付を受けている場合
- (3) 市税の滞納がある場合
- (4) その他市長が適当でないと認める場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、初めて補助を受ける店舗は補助対象金額に3分の2、昨年度以前に補助を受けたことのある店舗は2分の1を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、予算の範囲内で20万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市内産食器類の購入前に、常滑市食と器の出逢い事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入計画書(様式第2号)
- (2) 購入する市内産食器類の見積書の写し
- (3) 購入する市内産食器類の写真又はパンフレット
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、申請書の提出があった場合は、14日以内に書類の審査及び必要な現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、常滑市食と器の出

逢い事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 交付決定通知書を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、申請を取り下げるときは、常滑市食と器の出逢い補助金交付申請取下げ届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業者の義務）

第8条 補助事業者は、市内産食器類を用いて飲食物を提供する相手又は観光客に対し、店舗内及びホームページ等で、市内産食器類の写真を用いた上で作家・窯元の名前及び特徴、購入可能店舗等市内産食器類に関する情報を周知しなければならない。また、店外の目につく場所に、市が定める、常滑焼の器使用店であることを知らせる標札を掲出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、市内産食器類の購入後14日以内に、常滑市食と器の出逢い事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 購入報告書（様式第6号）
- （2） 補助対象金額の支払を証する書類の写し
- （3） 購入した市内産食器類の写真
- （4） 購入した市内産食器類に料理等を盛り付けた写真
- （5） 前条に基づく周知を行っていることがわかる写真又は該当するページ等を印刷したもの及び市が定める標札を掲出していることが分かる写真
- （6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、実績報告書の提出があった場合は、書類の審査及び必要な現地調査等により補助金の額を確定し、常滑市食と器の出逢い事業補助金確定通知書（様式第7号）により7日以内に補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、請求書を受理した日から30日以内に補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 申請書、実績報告書等の内容に虚偽がある場合
- （2） 交付決定に付した条件に違反している場合
- （3） その他出逢い事業の趣旨に反していると市長が認める場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該交付決定に係る補助金が既に交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を命ずることができる。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助金に関する書類（以下、「関係書類」という。）を補助金の交付を受けた日から5年間保管しておかなければならない。

(補助事業者の努力義務)

第15条 補助事業者は、市内産食器類を用いて飲食物を提供する相手に対して、市内産食器類に関する情報を提供するように努めるものとする。

(補助事業者への聴取等)

第16条 市長は、出逢い事業の成果を把握するために、補助事業者に対して関係書類を検査し、又は前条の規定による情報提供の状況について聴取することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

附 則（令和2年4月3日要綱第39号）

この要綱は、令和2年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。